

泉佐野市津波避難タワー基本構想策定業務委託 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、泉佐野市津波避難タワー基本構想策定業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託の概要

- (1) 業務名：泉佐野市津波避難タワー基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容：別紙「泉佐野市津波避難タワー基本構想策定業務委託業務仕様書」のとおり

2. 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 審査及び選考方法等

- (1) プロポーザル方式により決定する。
- (2) 選考は、「泉佐野市津波避難タワー基本構想業務委託事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）により行う。
- (3) 提出された提案書等により契約予定者を決定する。

4. 応募の要件

応募事業者は次の要件を満たしていること。

- (1) 大阪府内に本社、支店又は営業所を置いていること。
- (2) 民法第33条に規定する法人であること。個人で応募することはできません。
- (3) 仕様書5. に記載する技術者資格要件を満たしていること。
- (4) 令和8年度本市入札参加資格登録業者名簿に登録されている者で、1年間以上登録していること。
- (5) 過去5年以内に地方自治体が発注する類似業務又は地域防災計画修正業務の履行実績を有していること。(契約書の写し及び仕様書を提出すること)

5. 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する法人又はその他の団体は、応募事業者となることができません。

- (1) 公募開始の日から契約締結日までの間に、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止を受けているもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等への参加資格を有しないもの。
- (3) 直近2事業年度の法人税又は所得税並びに消費税、地方税（府税、市町村民税、固定資産税）、地方消費税を滞納しているもの。
- (4) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしているもの。

- (5) 業務委託選定を行う選定委員の属する法人等。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。
- ※(1)～(6)については、応募の時点から、受託事業者の委託業務期間満了時まで継続して満たす必要があります。

6. 失格要件

提案書を提出してから最優先候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

7. 管理基準

(1) 法令等の遵守

受託事業者は、次に掲げる法令等を遵守し、委託業務を行わなければなりません。

- ①地方自治法
- ②労働基準法
- ③労働安全衛生法
- ④個人情報の保護に関する法律
- ⑤泉佐野市暴力団排除条例及び同施行規則

(2) 個人情報等の取り扱い及び守秘義務

受託事業者は、個人情報を取り扱う場合については、漏洩滅失または毀損の防止、滅失、改ざん防止、その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければなりません。委託期間が終了した後も同様とします。

(3) 文書等の管理保管

受託事業者は、委託された業務を遂行するにあたり、作成または收受した書類等を適正に管理し保存しなければなりません。

8. 市が委託する委託金額

(1) 業務委託料の上限

見積書については、仕様書に基づき作成してください。業務委託料は、限度額14,000千円とし、提案についてはこれを上限とします。

(2) 業務委託料の支払方法等

年間の業務委託料の支払は、委託業務完了後一括払いで支払うものとする。

9. 応募・選定手続き

(1) 日程

募集要項等の配布	令和8年7月1日(水)から
質疑の受付	令和8年7月1日(水)から7月7日(火)
質問に対する回答	令和8年7月10日(金)
応募期間	令和8年7月13日(月)から 令和8年7月17日(金)まで
書類審査	令和8年7月下旬頃
最優先候補者決定	令和8年8月上旬予定

(2) 募集

①募集要項等の配布

募集要項は、令和8年7月1日(水)より泉佐野市のホームページにおいて公表するPDFでのダウンロードにより配布

②担当部署

泉佐野市危機管理室 地域防災課
〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号
電話 072-463-1212 (代表) 内線:2291
E-mail bousai@city.izumisano.lg.jp

③配布書類

- ア 泉佐野市津波避難タワー基本構想策定業務委託 公募型プロポーザル募集要項
- イ 泉佐野市津波避難タワー基本構想策定業務委託 業務仕様書

10. 応募方法

- (1) 応募方法 応募期間内に応募書類を、直接持参してください。
- (2) 応募期間 令和8年7月13日(月)～令和8年7月17日(金)の午前8時45分から午後5時15分まで(ただし、土日祝日は除きます。)
- (3) 提出場所 泉佐野市市場東一丁目1番1号
泉佐野市役所 危機管理室 地域防災課
- (4) 提出書類 応募に当たっては以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

No.	書類等の名称	記述内容等	様式
1	参加申込書	—	1
2	参加資格確認書	—	2
3	会社概要書	—	3
4	登記簿謄本	受付前3ヶ月以内に発行されたもの	—
5	貸借対照表	直近年分	—
6	損益計算書	直近年分	—
7	納税証明書の写し	直近年分に係る法人税、消費税、法人市府民税、法人事業税 ・国税「様式その3の3」 ・府税「未納のない証明書」 ・泉佐野市税「市税について、未納の税額がない証明」 ※泉佐野市税については市内に支店等がある者のみ	—
8	提案書提出書	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印してください。	4
9	提案書	別紙仕様書に基づき、津波避難タワーの整備を進めるための事前準備として、自然条件、人文条件、社会条件、概算事業費及び整備スケジュールの基礎データを整理し、候補地の開発難易度や問題点と課題を明らかにし、候補地を選定するための検討資料の作成を国土交通省「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン」に即して、津波避難タワーの建設に向けた基本構想の策定の記述をしてください。	様式 任意
10	同種（類似）業務 受託実績	本件と類似した契約を履行した契約の概要を記載してください。ただし、令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に完了した契約に限ります。ページ数は1ページ以内。	5
11	契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写し及び仕様書を添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで構いません。 ※契約案件ごとに1部	—
12	見積書	見積金額には消費税を含みます。ただし、契約上限額を超える金額は記載できません。また、別紙としてできるだけ詳細な積算内訳書を添付してください。（積算内訳についてはページ数の制限はなく、任意様式で構いません。）	6

(5) 応募書類の提出部数及び提出方法 正本1部及び副本(複写)5部

(6) 応募にあたっての留意事項

- ① 応募事業者は、参加申込書(様式第1号)の提出をもって、この募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募書類提出後は、応募書類の内容の変更、再提出、差し替えはできません。
- ④ 応募書類は、原則日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。
- ⑤ 応募に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ⑥ 提出された書類は、いかなる理由にかかわらず、返却しません。
- ⑦ 選考結果についての疑義は、一切認めません。
- ⑧ 応募の受付後に辞退する場合は、評価審査までに、辞退届を提出してください。
- ⑨ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した応募書類等の著作権は、市に帰属するものとします。
- ⑩ 企画提案書等で提案された内容は、実現可能なものとみなします。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。

(7) 質疑応答

- ① 質問は質問書(様式第7号)により、地域防災課へ電子メールにより提出してください。
- ② 回答は、質疑のあった事業者名は非公表としたうえで、質疑事項への回答を全て取りまとめて、市のホームページで公表します。

(8) 選定方法

選定については、資格審査及び書面審査を行います。

※前記「4. 応募の要件」を満たしていない場合、「5. 応募事業者の制限」に抵触する場合、「6. 失格要件」に該当する場合は、プロポーザルに参加することができません。

(9) 選定の基準

応募事業者の選定の評価基準は以下のとおり。

No.	評価項目	評価内容	配点
①	企業評価	<ul style="list-style-type: none">・ 津波避難タワー基本構想策定業務及び地域防災計画修正業務にかかる業務実績、受注体制・ 経営母体の財務健全性・ 津波避難タワー基本構想策定業務の基本的方針及び事業計画・ 事業運営の安定性、継続性	25
②	業務遂行能力評価	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員等の組織体制・ 従業員等の勤務体制と確保・ 関係機関との連携	25

③	企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や業務内容を理解しているか ・提案内容が的確か ・日常から災害時まで活用される施設について 	40
④	コスト評価	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で、適正に積算されているか。 ・コスト削減の取り組みがあるか。 	5
⑤	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と見積額の総合的な判断において、効果的で低廉な経費計上がされているか。 <p>〈算式〉 (応募者の得点) = (最低見積額) / (応募者の見積額) × 配点 ※小数点以下は切り捨てとする。</p>	5

(10) 選定方法及び選定結果通知

- ①審査委員会は、提案書を審査する。
- ②審査の結果、評価点の合計が最も高い者を契約予定者とし、随意契約の交渉を行う。但し、その者が契約の権利を失った場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ③審査で評価点の合計が同点であった場合は、審査項目中「①企業評価」の評価点の高い事業者を選考する。
- ④③の審査で評価点が同点であった場合は、審査委員会の協議により選考する。
- ⑤審査委員会各委員の持ち点の合計（満点）の6割を基準点とし、基準点に満たない場合は失格とする。
- ⑥審査は書面で行い、必要な場合ヒアリングを行う。

(11) 参加の辞退

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は下記のとおり提出すること。

- ①提出書類
辞退届
- ②提出期限
令和8年7月17日（金）午後5時15分まで（必着）
- ③提出方法
参加申込書等と同じ
※参加辞退届提出後は、辞退を撤回できないものとする。

(12) 選定結果の通知

選定結果は、審査に参加した事業者にも文書で通知します。7月下旬を予定しています。また選考結果は、市のホームページで公表します。

1 1. 契約及び協定の締結

最優先候補者は、すみやかに契約を締結するものとします。

事業の実施期間については、契約締結日から令和9年3月31日とします。

1 2. その他留意事項

業務委託期間終了後、若しくは業務委託取消し等により、委託業務を引継ぐ際は、必要なデータ等について提供するなど円滑な引継ぎに協力しなければなりません。